

山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例

平成17年3月22日山形県条例第11号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定の手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第2条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者の指定を受けようとする公の施設を管理する知事、教育委員会又は企業管理者（以下「知事等」という。）の指定する日までに、次に掲げる書類を添付した申請書を知事等に提出しなければならない。

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の管理の業務に関する事業計画書（以下単に「事業計画書」という。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

(指定管理者の指定)

第3条 知事等は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によって審査し、当該申請をしたもののうち最も適当と認めるものを指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- (1) 公の施設の平等利用が確保されるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った公の施設の管理を適正かつ確実に行う能力を有すること。

(指定管理者の指定等の公示)

第4条 知事等は、法第244条の2第3項の規定により指定管理者の指定をしたとき、又は同条第11項の規定によりその指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、速やかにその旨を公示しなければならない。

(原状回復義務)

第5条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定によりその指定を取り消されたときは、知事等が承認した場合を除き、速やかに当該指定管理者が管理を行わなくなった公の施設の施設又は設備を原状に回復しなければならない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

平成17年3月22日山形県規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 条例第2条に規定する申請書は、指定管理者の指定申請書（別記様式第1号）によるものとする。

2 条例第2条第2号に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする法人又は団体（以下「法人等」という。）の定款、寄附行為若しくは規約及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- (2) 法人等における申請の日の属する事業年度より前3箇年分の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、財産目録その他法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、設立時の財産目録）
- (3) 法人等の役員の名簿及び履歴書
- (4) 法人等が現に行っている業務の概要並びに法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事等が必要と認める書類

(変更の届出)

第3条 指定管理者は、次に掲げる事項に変更があつたときは、速やかに、その事実を証する書面を添えて、その旨を変更届出書（別記様式第2号）により知事等に届け出なければならない。

- (1) 名称
 - (2) 主たる事務所の所在地
 - (3) 代表者の氏名
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、知事等が別に定める事項
- 2 知事等は、前項の規定による届出（同項第1号に係るものに限る。）があつたときは、速やかに、その旨を公示するものとする。

(事業報告書の作成及び提出)

第4条 指定管理者は、毎年度、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、当該年度の終了後30日以内に知事等に提出しなければならない。ただし、年度の中途において地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間に係る事業報告書を作成し、知事等に提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用の状況
- (2) 公の施設の利用に係る料金の収入実績
- (3) 管理業務に係る経理の状況
- (4) その他知事等が必要と認める事項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年2月29日規則第12号）

- 1 この規則は、平成20年3月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

附 則（令和3年9月24日規則第72号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

指定管理者の指定申請書

年 月 日

殿

申請者
所在地
名 称
代表者氏名

山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第 2 条の規定により、下記の公の施設に係る指定管理者の指定を受けたいので申請します。

記

公の施設の名称

変 更 届 出 書

年 月 日

殿

申請者
所在地
名 称
代表者氏名

下記のとおり変更したので、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第3条の規定により、届け出ます。

記

変更事項	変 更 前	変 更 後

山形県視覚障がい者情報センター条例

昭和48年3月24日山形県条例第16号

(設置)

第1条 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）第28条第1項の規定により、視覚障害者情報提供施設として山形県視覚障がい者情報センター（以下「センター」という。）を山形市に置く。

(指定管理者)

第2条 センターの設置の目的を効果的に達成するため、その管理を指定管理者に行わせることができる。

(指定管理者が行う管理の基準)

第3条 指定管理者は、点字図書館の管理を、次に掲げる基準に従い行うものとする。

- (1) センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとすること。
- (2) センターの休館日は、次に掲げる日とすること。

イ 日曜日及び土曜日

ロ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ハ 12月29日から翌年の1月3日までの日

- (3) 法第29条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準
- (4) その他点字図書館の管理上知事が必要と認める基準

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けて、臨時にその管理するセンターを開館し、又は休館することができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの施設等の維持管理に関する業務
- (2) センターの運営に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理に関し知事が必要と認める業務

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年3月31日条例第20号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則（昭和53年3月24日条例第8号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年3月25日条例第10号抄）

(施行期日)

1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月1日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年3月1日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年7月5日条例第37号）

この条例は、平成7年8月10日から施行する。

附 則（平成15年3月18日条例第20号）

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

2 社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する法律（平成12年法律第111号。以下「改正法」という。）附則第12条第1項の規定により身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の11第5項に規定する施設支給決定身体障害者（以下「施設支給決定身体障害者」という。）とみなされた改

正法附則第12条第1項に規定する旧措置入所者（以下「旧措置入所者」という。）及び施設支給決定身体障害者である旧措置入所者に係る料金についての第12条第1項第2号の規定の適用については、平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間は、同号中「法第17条の10第2項第1号」とあるのは、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する法律（平成12年法律第111号）附則第12条第2項第1号」とする。

附 則（平成17年3月22日条例第29号）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 身体障害者更生援護施設の管理を法人その他の団体であつて知事が指定するものに行わせるために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成18年3月22日条例第21号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成18年3月22日条例第24号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第7条及び第8条の規定は公布の日から〔中略〕施行する。

附 則（平成18年7月7日条例第47号）

この条例は、公布の日から施行し、〔中略〕第2条の規定による改正後の山形県身体障害者更生援護施設条例の規定〔中略〕は、平成18年4月1日から適用する。

附 則（令和7年3月21日条例第20号）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

山形県視覚障がい者情報センター条例施行規則

昭和53年 5 月26日 山形県規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、山形県視覚障がい者情報センター条例（昭和48年 3 月県条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 山形県立視覚障がい者情報センター（以下「センター」という。）の開館時間は、条例第2条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き、午前9時から午後5時までとする。ただし、知事が必要と認めた場合は、これを変更することができる。

(休館日)

第3条 センターの休館日は、条例第2条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き、次のとおりとする。ただし、知事が必要と認めた場合は、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(弁償の義務)

第4条 利用者は、故意又は過失によりセンター資料を亡失し、又はき損したときは、現品又は相当の金額で弁償しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年 3 月28日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年 3 月22日規則第22号）

この規則は、平成元年 4 月 9 日から施行する。

附 則（平成 4 年 7 月15日規則第49号抄）

この規則は、平成 4 年 7 月26日から施行する。

附 則（平成 7 年 7 月18日規則第58号）

この規則は、平成 7 年 8 月10日から施行する。

附 則（平成15年 3 月28日規則第24号）

この規則は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年 6 月17日規則第45号）

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 3 月31日規則第49号）

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 9 月29日規則第104号）

この規則は、平成18年10月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月21日規則第 8 号）

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準

(平成十五年三月十二日)
(厚生労働省令第二十一号)

第一章 総則

(趣旨)

第一条 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号。以下「法」という。)第二十八条第一項の規定による身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準は、この省令の定めるところによる。

(基本方針)

第二条 身体障害者社会参加支援施設は、入所者又は利用者(以下この章及び第六章において「入所者等」という。)に対し、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な支援を行うよう努めなければならない。

- 2 身体障害者社会参加支援施設は、入所者等の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って支援を行うよう努めなければならない。
- 3 身体障害者社会参加支援施設は、できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、身体障害者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 身体障害者社会参加支援施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるよう努めなければならない。

(構造設備の一般原則)

第三条 身体障害者社会参加支援施設の配置、構造及び設備は、入所者等の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の入所者等の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

- 2 身体障害者社会参加支援施設(身体障害者福祉センター(第十三条に規定する障害者更生センターを除く。)を除く。)の建物(入所者等の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。)又は準耐火建築物(同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。次項において同じ。)でなければならない。ただし、通所による入所者のみを対象とする施設にあっては、この限りでない。
- 3 前項本文の規定にかかわらず、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この項において「指定都市」という。))及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この項において「中核市」という。))においては、指定都市又は中核市の市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての身体障害者社会参加支援施設の建物であって、火災に係る入所者等の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

(設備の専用)

第四条 身体障害者社会参加支援施設の設備は、専ら当該身体障害者社会参加支援施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者等の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(職員の専従)

第五条 身体障害者社会参加支援施設の職員は、専ら当該身体障害者社会参加支援施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者等の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第六条 身体障害者社会参加支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

- 2 身体障害者社会参加支援施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。
- 3 身体障害者社会参加支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(記録の整備)

第七条 身体障害者社会参加支援施設は、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 身体障害者社会参加支援施設は、入所者等の支援の状況に関する諸記録を整備し、当該支援を提供した日から五年間保存しなければならない。

(相談及び援助)

第八条 身体障害者社会参加支援施設は、常に入所者等の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、その者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(秘密保持等)

第九条 身体障害者社会参加支援施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者等又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 身体障害者社会参加支援施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者等又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情解決)

第十条 身体障害者社会参加支援施設は、その行った支援に関する入所者等からの苦情に迅速かつ適切

に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 身体障害者社会参加支援施設は、その行った支援に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 3 身体障害者社会参加支援施設は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)

第十一条 身体障害者社会参加支援施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第十二条 身体障害者社会参加支援施設は、入所者等に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者等の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 身体障害者社会参加支援施設は、入所者等に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

第二章 身体障害者福祉センター（略）

第三章 補装具製作施設（略）

第四章 盲導犬訓練施設（略）

第五章 視聴覚障害者情報提供施設

(種類)

第三十四条 視聴覚障害者情報提供施設の種類の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、その定義は当該各号に定めるとおりとする。

- 一 点字図書館 視聴覚障害者情報提供施設のうち点字刊行物及び視覚障害者用の録音物の貸出しその他利用に係る事業を主として行うもの
- 二 点字出版施設 視聴覚障害者情報提供施設のうち点字刊行物の出版に係る事業を主として行うもの
- 三 聴覚障害者情報提供施設 視聴覚障害者情報提供施設のうち聴覚障害者用の録画物の製作及び貸出しに係る事業を主として行うもの

(点字図書館の設備の基準)

第三十五条 点字図書館には、おおむね次の各号に掲げる設備を設けなければならない。

- 一 閲覧室
- 二 録音室
- 三 印刷室
- 四 聴読室
- 五 発送室
- 六 書庫
- 七 研修室
- 八 相談室

九 事務室

- 2 前項各号に掲げる設備のうち、相談室については、室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けなければならない。
- 3 点字図書館には、前二項に規定するもののほか、点字刊行物及び視覚障害者用の録音物の利用に必要な機械器具等を備えなければならない。

（点字出版施設の設備の基準）

第三十六条 点字出版施設には、おおむね次の各号に掲げる設備を設けなければならない。

- 一 製版室
 - 二 校正室
 - 三 印刷室
 - 四 製本室
 - 五 倉庫
 - 六 事務室
- 2 点字出版施設には、前項に規定するもののほか、点字刊行物の出版等に必要な機械器具等を備えなければならない。

（聴覚障害者情報提供施設の設備の基準）

第三十七条 聴覚障害者情報提供施設には、おおむね次の各号に掲げる設備を設けなければならない。

- 一 貸出利用室
 - 二 試写室
 - 三 情報機器利用室
 - 四 製作室
 - 五 発送室
 - 六 相談室
 - 七 研修室兼会議室
 - 八 事務室
- 2 前項各号に掲げる設備のうち、相談室については、室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けなければならない。
 - 3 聴覚障害者情報提供施設には、前二項に規定するもののほか、試写等に必要な機械器具等を備えなければならない。

（点字図書館の職員の配置の基準）

第三十八条 点字図書館に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 施設長 一
 - 二 司書 一以上
 - 三 点字指導員 一以上
 - 四 貸出閲覧員又は情報支援員 一以上
 - 五 校正員又は音声訳指導員 一以上
- 2 点字図書館には、前項に掲げる職員に加えて、当該点字図書館の運営に必要な職員を置かなければならない。

（点字出版施設の職員の配置の基準）

第三十九条 点字出版施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 施設長 一

- 二 編集員 一以上
- 三 製版員 一以上
- 四 校正員 一以上
- 五 印刷員 一以上
- 六 製本員 一以上

2 点字出版施設には、前項に掲げる職員に加えて、当該点字出版施設の運営に必要な職員を置かなければならない。

(聴覚障害者情報提供施設の職員の配置の基準)

第四十条 聴覚障害者情報提供施設には、施設長その他当該聴覚障害者情報提供施設の運営に必要な職員を置かなければならない。

(職員の資格要件)

第四十一条 点字図書館の施設長は、司書として三年以上勤務した者、社会福祉事業に五年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 点字出版施設の施設長は、社会福祉事業に五年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(準用)

第四十二条 第二十条から第二十二條の二まで、第二十三條第二項及び第二十四條の規定は、視聴覚障害者情報提供施設について準用する。

第六章 雑則

(電磁的記録等)

第四十三条 身体障害者社会参加支援施設及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 身体障害者社会参加支援施設及びその職員は、同意その他これに類するもの(以下「同意等」という。)のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該同意等の相手方の承諾を得て、当該同意等の相手方が入所者等である場合には当該入所者等に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

第二条から第五条まで 削除

附 則 (平成一六年一月二〇日厚生労働省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一六年七月九日厚生労働省令第一一二号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

附 則 （平成一八年三月三十一日厚生労働省令第七六号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 （平成一八年三月三十一日厚生労働省令第七八号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 （平成一八年九月二九日厚生労働省令第一六九号）

この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則 （令和三年一月二五日厚生労働省令第一〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

第三条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定障害福祉サービス基準第三十三条の二（新指定障害福祉サービス基準第四十三条第一項及び第二項、第四十三条の四、第四十八条第一項及び第二項、第七十六条、第九十三条、第九十三条の五、第二百五条、第二百五条の四、第百三十六条、第百六十二条、第百六十二条の四、第百七十一条、第百七十一条の四、第百八十四条、第百九十七条、第二百二条、第二百六条、第二百六条の十二、第二百六条の二十、第二百十三条、第二百十三条の十一、第二百十三条の二十二並びに第二百二十三条第一項において準用する場合を含む。）、第二条の規定による改正後の身体障害者社会参加支援施設基準（以下この条、次条及び附則第五条において「新身体障害者社会参加支援施設基準」という。）第二十二条の二（新身体障害者社会参加支援施設基準第二十八条、第三十三条及び第四十二条において準用する場合を含む。）、新指定障害者支援施設基準第四十二条の二、新障害福祉サービス基準第二十五条の二（新障害福祉サービス基準第五十条、第五十五条、第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、新地域活動支援センター基準第十四条の二、新福祉ホーム基準第十三条の二、新障害者支援施設等基準第三十五条の二、新指定通所支援基準第三十八条の二（新指定通所支援基準第五十四条の五、第五十四条の九、第六十四条、第七十一条、第七十一条の二、第七十一条の六、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）、第九条の規定による改正後の設備運営基準（以下「新設備運営基準」という。）第九条の四、新指定入所施設基準第三十五条の二（新指定入所施設基準第五十七条において準用する場合を含む。）、新指定地域相談支援基準第二十八条の二（新指定

地域相談支援基準第四十五条において準用する場合を含む。)、新指定計画相談支援基準第二十条の二並びに新指定障害児相談支援基準第二十条の二の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

第四条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定障害福祉サービス基準第三十四条第三項(新指定障害福祉サービス基準第四十三条第一項及び第二項、第四十三条の四、第四十八条第一項及び第二項、第百三十六条、第二百六条の十二並びに第二百六条の二十において準用する場合を含む。)、第七十一条第二項及び第九十条第二項(新指定障害福祉サービス基準第九十三条の五、第二百二十五条、第二百二十五条の四、第百六十二条、第百六十二条の四、第百七十一条、第百七十一条の四、第百八十四条、第百九十七条、第二百二条、第二百六条、第二百十三条、第二百十三条の十一、第二百十三条の二十二及び第二百二十三条第一項において準用する場合を含む。)、新身体障害者社会参加支援施設基準第二十三条第二項(新身体障害者社会参加支援施設基準第二十八条、第三十三条及び第四十二条において準用する場合を含む。)、新指定障害者支援施設基準第四十五条第二項、新障害福祉サービス基準第二十七条第二項及び第四十八条第二項(新障害福祉サービス基準第五十五条、第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。)、新地域活動支援センター基準第十五条第二項、新福祉ホーム基準第十四条第二項、新障害者支援施設等基準第三十七条第二項、新指定通所支援基準第四十一条第二項(新指定通所支援基準第五十四条の五、第五十四条の九、第六十四条、第七十一条、第七十一条の二、第七十一条の六、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。)、新設備運営基準第十条第三項、新指定入所施設基準第三十八条第二項(新指定入所施設基準第五十七条において準用する場合を含む。)、新指定地域相談支援基準第三十条第三項(新指定地域相談支援基準第四十五条において準用する場合を含む。)、新指定計画相談支援基準第二十二条第三項並びに新指定障害児相談支援基準第二十二条第三項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

附 則 (令和三年三月二三日厚生労働省令第五五号) 抄

この省令は、令和三年七月一日から施行する。

身体障害者更生援護施設の設備及び運営について

(平成 12 年 6 月 13 日)

(障第 464 号)

(各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長あて厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知)

「身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準」については、平成 12 年 3 月 30 日に厚生省令第 54 号として公布され、平成 12 年 4 月 1 日から施行されたところであり、その制定趣旨等については、平成 12 年 3 月 31 日厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知「身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準の施行について」により示したところであるが、この中で留意事項として、当該省令の制定は、一部を除き改正前の通知による取扱いを変更するものではないことを示したところである。

ついては、今後の身体障害者更生援護施設の整備及び運営に当たっては、当該省令において定める基準を遵守するとともに、本通知の別紙「身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する指針」を参酌の上、身体障害者更生援護施設の適正かつ円滑な運営にご配慮願いたい。

(別紙)

身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する指針

(中 略)

第七章 視聴覚障害者情報提供施設

第一節 総則

1 立地条件

視聴覚障害者情報提供施設の設置に当たっては、安全の保持、交通の便等利用上の便宜を十分考慮し、効果的活用がなされる地を選定すること。

2 土地及び建物

視聴覚障害者情報提供施設に係る土地及び建物については、次の要件を満たすときは、貸与を受けたものでも差し支えないこと。

- (1) 継続的かつ安定的に事情が実施できる程度の期間の利用が確実であること。
- (2) 賃借料が適正な額であり、その賃借料を払いうる確実な財源があること。

第二節 点字図書館

1 業務

- (1) 点字図書館は、点字刊行物及び視覚障害者用の録音物(以下「図書」という。)の貸出し及び閲覧事業を主たる業務とし、併せて点訳・朗読奉仕事業等の指導育成、図書の奨励及び相談事業を行うものであること。
- (2) 関係行政機関及び障害者団体等と協力し、視覚障害者の文化、レクリエーション活動等を援助するとともに、その推進に努めること。

2 管理運営

- (1) 点字図書館は、図書を7千冊以上備え、教養、娯楽、学術の諸部門を網羅し、かつ、常に新刊書を整備するように努め、図書の閲覧及び貸出しに関する出納を明確にすること。
- (2) 他の点字図書館等と緊密に協力し、図書の相互貸借を行い、公共図書館(図書館法(昭和25年法律第118号)第2条にいう図書館)等の協力を得て視覚障害者の読書範囲の拡充を図るとともに、図書館資料の利用のための相談に応じ読書の指導及び奨励に努め図書目録の配布等により最も効率的な利用に努めること。

3 職員

- (1) 司書は、図書館法第五条に定める資格を有する者を原則とするが、専門的業務に関し、相当の学識経験を有する者をもって、これに代えることができること。
- (2) 点字指導員、貸出閲覧員及び校正員は、それぞれの専門的業務に関し、相当の知識又は経験を有する者であること。

4 閲覧料等

(1) 閲覧料

- ア 公立の点字図書館については、無料とすること。
- イ その他の点字図書館については、原則として無料とするが、やむを得ない場合は最少限度の実費を徴収することができること。

(2) 郵送料

郵便法(昭和22年法律第165号)第26条第1項第3号に規定する盲人の福祉を増進することを目的とする施設の指定を受け、利用者の負担の軽減を図ること。

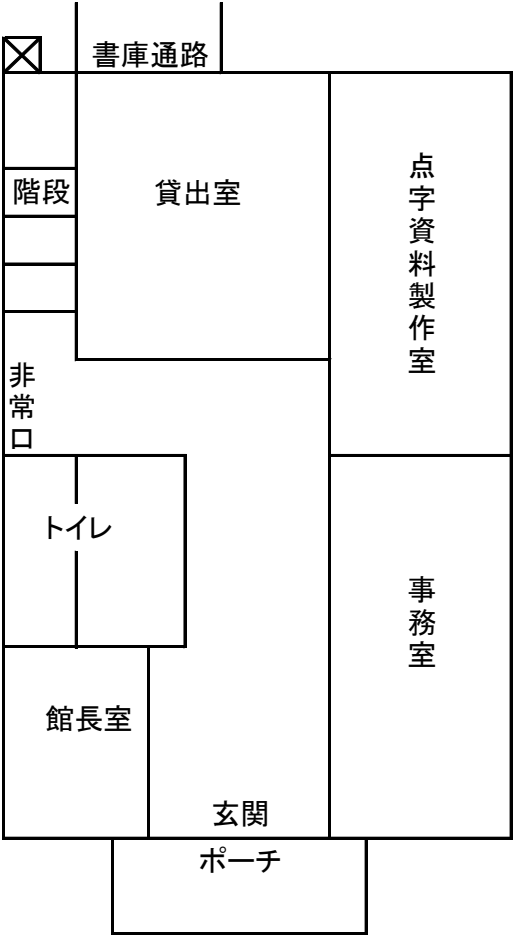
なお、これによりがたい場合は、次のとおりとすること。

- ア 公立の点字図書館が図書を郵送貸出する場合における発送料金は、点字図書館の負担とし、返送料金は貸出しを受ける者の負担とすること。
- イ その他の点字図書館については、原則として公立の点字図書館の場合と同様とするが、やむを得ない場合は発送料金を徴収して差し支えないこと。

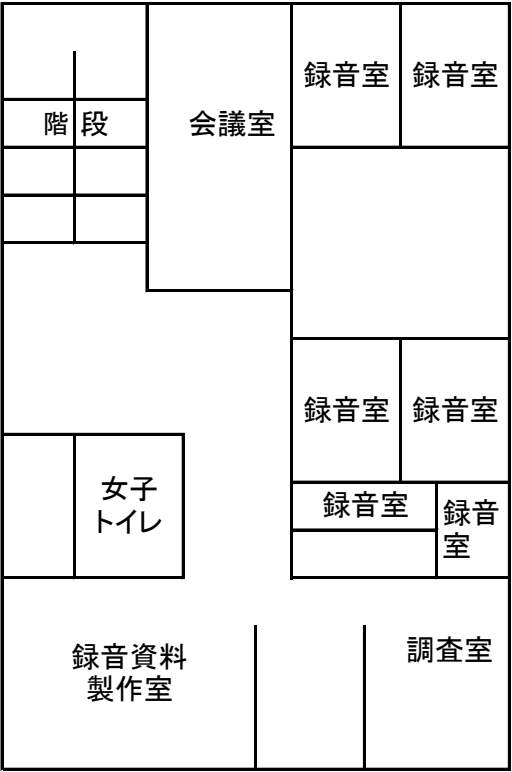
(以 下 略)

視覚障がい者情報センター平面図

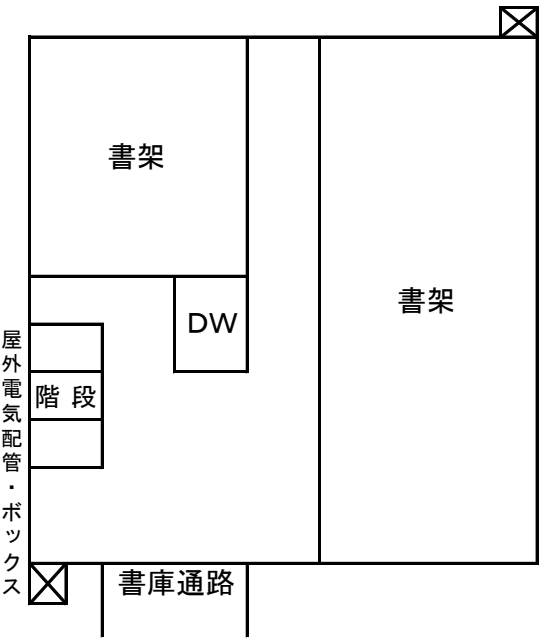
本館 1階



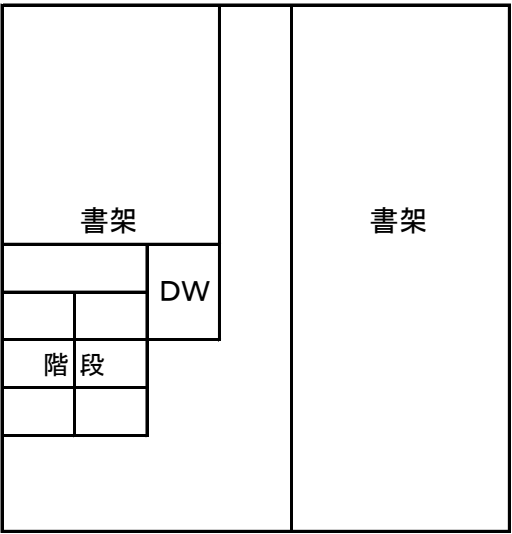
本館 2階



書庫 1階



書庫 2階



物品一覧表

資料8

備品 番号	品目	物品分類名称	規格	購入先	数量	呼称	金額
1	コンピューターデスク	机類	ウチタ [®] CS3-1884 1800×800×700 PCラック 1200×450×600付	(株)笹川商会	1	台	78,015
2	壁掛電気温水器	ちゅう房具類	EWM-14	(株)水口電機	1	台	78,750
3	ルームエアコン	冷暖房用具類	CS-184D	中嶋 俊夫	1	台	161,000
4	ルームエアコン	冷暖房用具類	CS-184D	中嶋 俊夫	1	台	161,000
5	ルームエアコン	冷暖房用具類	CS-186D	中嶋 俊夫	1	台	170,500
6	ルームエアコン	冷暖房用具類	CS-186D	中嶋 俊夫	1	台	170,500
7	流し台	調度品類	クリナップ [®] YA-105M	笹川 富士男	1	台	149,100
8	点字印刷機	その他の庁用器具類	電動式 主電動機200W 4P 据付面積1060×800 重量145kg	小林 博紀	1	台	622,000
9	機械式スタックランナー	その他の庁用器具類	日本ファイリング [®] 固定式 F3370B-1	西村 利雄	1	基	163,000
10	書架	その他の庁用器具類	オカムラ6828AD	(株)ストウヤ	1	基	158,740
11	本木目書庫	その他の庁用器具類	ITO 3350	(株)マルゼン	1	台	67,000
12	カセットテープ キャビネット	その他の庁用器具類	アイモト AS-800	(株)相本カガク名古屋	1	台	98,000
13	カセットテープ キャビネット	その他の庁用器具類	アイモト AS-800	(株)相本カガク名古屋	1	台	98,000
14	カセットテープ キャビネット	その他の庁用器具類	アイモト AS-800	青木 雅男	1	台	98,000
15	カセットテープ キャビネット	その他の庁用器具類	アイモト AS-800	青木 雅男	1	台	98,000
16	点字タイプライター	その他の庁用器具類	アポロ	高尾 正徳	1	台	58,500
17	点字タイプライター	その他の庁用器具類	アポロ	高尾 正徳	1	台	58,500
18	点字タイプライター	その他の庁用器具類	アポロ	高尾 正徳	1	台	58,500
19	カセットテープ キャビネット	その他の庁用器具類	アイモト AS-800	青木 雅男	1	台	98,000
20	カセットテープ キャビネット	その他の庁用器具類	アイモト AS-800	青木 雅男	1	台	98,000

物品一覧表

備品 番号	品目	物品分類名称	規格	購入先	数量	呼称	金額
21	カセットテープ キャビネット	その他の庁用器具類	アイモト AS-800	青木 雅男	1	台	98,000
22	カセットテープ キャビネット	その他の庁用器具類	アイモト AS-800	青木 雅男	1	台	98,000
23	点字タイプライター	その他の庁用器具類	米国パーキンス	本間 一夫	1	台	88,950
24	点字タイプライター	その他の庁用器具類	米国パーキンス	本間 一夫	1	台	90,900
25	点字タイプライター	その他の庁用器具類	ハムラ ライター SaIII	仲村 茂男	1	台	180,000
26	点字タイプライター	その他の庁用器具類	ハムラ ライター SaIII	仲村 茂男	1	台	180,000
27	点字タイプライター	その他の庁用器具類	ハムラ ライター SaIII	仲村 茂男	1	台	180,000
28	点字タイプライター	その他の庁用器具類	ハムラ ライター SaIII	仲村 茂男	1	台	180,000
29	点字タイプライター	その他の庁用器具類	米国パーキンス	本間 一夫	1	台	99,940
30	点字タイプライター	その他の庁用器具類	米国パーキンス	本間 一夫	1	台	104,130
31	点字タイプライター	その他の庁用器具類	米国パーキンス	本間 一夫	1	台	101,130
32	ルームエアコン	その他の庁用器具類	ナショナル CS-C20E-W	中嶋 俊夫	1	台	103,000
33	点字タイプライター	その他の庁用器具類	米国パーキンス	本間 一夫	1	台	95,130
34	バーコードスキャナ	事務用器具	日通工BCK5436-STA	(株)メコム	1	台	55,650
35	バーコードリーダー	事務用器具	NEC PK - UP004E	(株)メコム	1	台	51,450
36	サンワOAデスク	事務用器具	サンワED - 12070 /高さ変更コード (EA - T650C) /サブテーブル (EST - 120) /中棚 (D26mm) (EN-1203)	(株)メコム	1	式	51,135
37	ワープロ	事務用器具	シャープ カラーワープロ WD-C10	佐藤 宏利	1	台	93,450
38	ワープロ	事務用器具	シャープ カラーワープロ WD-C10	佐藤 宏利	1	台	93,450
39	印刷機	事務用器具	理想科学工業(株) RISOGRAPH SD5630	(株)メコム	1	台	324,000
40	ノートパソコン	事務用器具	PC-VJ25LLZDK	(株)ヤマダ電機山形営業所	1	台	87,480
41	ノートパソコン	事務用器具	PC-VJ24LLZDH	(株)ヤマダ電機山形営業所	1	台	98,200

物品一覧表

備品 番号	品目	物品分類名称	規格	購入先	数量	呼称	金額
42	ノートパソコン	事務用器具	FMV-A6290、FMVXN1692Z	リコー東北(株)山形支社	1	台	97,755
43	地上デジタルテレビ	事務用器具	22AV55	マツダ電機販売(株)	1	台	121,000
44	C D コピー機	事務用器具	タワー型CD-R/DVD-Rデュプリケーター 1 対7 (CSHD 7)	バイスリープロジェクト(株)	1	台	214,935
45	ノートパソコン	事務用器具	PC-VJ22G/XA、PC-VJ22GXN5HTTA	(株)メコム	1	台	99,330
46	プレクストーク ポータブルレコーダー	事務用器具	PTR2	(株)トラストメディカル	1	台	82,450
47	デスクトップパソコン	事務用器具	PC-MK34LLZDH	(株)メコム	1	台	91,800
48	ノートパソコン	事務用器具	PC-VJ21LLNCHTLC	(株)メコム	1	台	98,700
49	ノートパソコン	事務用器具	PC-VJ21LLNCHTLC	(株)メコム	1	台	98,700
50	カセットデッキ	事務用器具	CD-A550	(有)ファクト	1	台	56,700
51	カセットデッキ	事務用器具	CD-A550	(有)ファクト	1	台	56,700
52	プレクストークリンクポケット	事務用器具	PTP1/LINK	(株)トラストメディカル	1	台	85,000
53	ノートパソコン	事務用器具	PC-VJ22LRNVHTLD	(株)メコム	1	台	88,200
54	カセットプリンター	視聴覚用品類	CCP-1310F	(株)ファクト	1	台	330,000
55	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視聴覚用品類	PTR1	バイスリープロジェクト(株)	1	台	89,800
56	プレクストークポータブルレコーダー	視聴覚用品類	-	(株)ファクト	1	台	89,250
57	カセットデッキ	視聴覚用品類	ソニー TC-RX715	中嶋 俊夫	1	台	52,427
58	メタルテープイレーサー	視聴覚用品類	ME2012 製造番号1297060	安部 一男	1	台	731,300
59	オーディオ ミキサー	視聴覚用品類	ソニー SRP-X350	(株)ファクト	1	台	67,200
60	点字プリンター	事務用器具	日本テレソフト DOG-Basic32+	(株)トラストメディカル山形営業所	1	台	989,100
61	自動点訳ソフト	事務用器具	Extra for Windows Version6	(株)エクストラ	1	個	82,080
62	デスクトップパソコン	事務用器具	FMVD13068P	(株)メコム	1	台	91,800

物品一覧表

備品 番号	品目	物品分類名称	規格	購入先	数量	呼称	金額
63	ノートパソコン	事務用器具	NEC PC-VK20LFWD4SZN	株式会社メコム	1	台	73,440
64	ノートパソコン	事務用器具	NEC PC-VK20LFWD4SZN	株式会社メコム	1	台	73,440
65	ノートパソコン	事務用器具	NEC PC-VK20LFBGS41U	(株)シーアンドワイ	1	台	63,720
66	プレクストークポータブルレコーダー	視聴覚用品類	シナノケンシ株式会社PTR3	株式会社トラストメディカル	1	台	80,750
67	プレクストークポータブルレコーダー	視聴覚用品類	シナノケンシ株式会社PTR3	株式会社トラストメディカル	1	台	80,750
68	ノートパソコン	事務用器具	NEC PC-VRT25FB6S4R5	株式会社メコム	1	台	117,700
69	ノートパソコン	事務用器具	NEC PC-VRT25FB6S4R5	株式会社メコム	1	台	117,700
70	デスクトップパソコン	事務用器具	NEC PC-MRM29LZ6AAS5	株式会社メコム	1	台	117,700
71	マイクスピーカーシステム	事務用器具	YAMAHA YVC-1000	株式会社メコム	1	台	104,500
72	マイクスピーカーシステム	事務用器具	YAMAHA YC-300	株式会社メコム	1	台	52,800
73	デスクトップパソコン	事務用器具	レノボ 11BD000YJP	株式会社メコム	1	台	85,800
74	ノートパソコン	事務用器具	NEC PC-VRT16FB7S3J7	株式会社メコム	1	台	156,200
75	ノートパソコン	事務用器具	NEC PC-VRT16FB7S3J7	株式会社メコム	1	台	156,200
76	ノートパソコン	事務用器具	NEC PC-VRT16FB7S3J7	株式会社メコム	1	台	156,200
77	単一指向性ワイヤレススピーカーシステム	視聴覚用品類	COMU00N MobileTypeWSG CS6WMNW	株式会社トラストメディカル	1	台	249,645
78	貨物自動車	小型貨物	三菱 パジェロ KC-V46V	山形三菱自動車販売株式会社	1	台	2,856,000
79	デスクトップパソコン	事務用器具	NEC Mate タイプ ML PC-MKL45LZ6AFZK	(株)メコム	1	台	138,600
80	携帯型OCRマルチプレーヤー	視聴覚用品類	センスプレーヤー (エクストラ)	(株)尾形商店	1	台	85,000